

県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院の統合再編整備に係る 新病院及び関連施設の建築設計業務に係る企画提案競技募集要項

1 趣旨

姫路市を中心とした中播磨・西播磨圏域の地域医療へのさらなる貢献を果たすため、県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院を統合再編し新病院及び関連施設を整備するに当たり、兵庫県知事（以下「知事」という。）が兵庫県病院事業管理者から事務処理の依頼を受けて、新病院及び関連施設の建築設計業務を行う者を選定するため公募による企画提案競技を実施する。

2 企画提案競技の概要

(1) 名称

県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院の統合再編整備に係る新病院及び関連施設の建築設計業務に係る企画提案競技

(2) 方法

予め、評価項目及び評価基準を定めた上で、企画提案競技への参加を希望する者から提出された参加表明書を評価し、技術提案書の提出を求める者（以下「被要請者」という。）を選定し、被要請者から提出された技術提案書を評価することにより当該建築設計業務を行う者を特定する。

(3) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県

イ 事務局

兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課営繕班（内村・柿坂）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁1号館12階）

電話（078）341-7711 内線4803

3 参加資格

企画提案競技への参加を希望する者は、次に掲げる各号の全てに該当する者とする。

- (1) 県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の「設計・監理」の建築（意匠・構造）、電気及び管の全てに登載されていること。又は平成29年9月1日までに登載予定のものであること。
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと及び兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 過去10年以内に竣工した総合型病院（延床面積20,000平方メートル以上）の建築設計の実績を有すること。
- (4) 経験が豊富な有資格者を本件に従事する総括責任者及び主任技術者として配置できること。
- (5) 更生手続き中でないもの。
- (6) 本企画提案競技及びその後の業務委託契約について、不正又は不誠実な行為を行わないこと。

とを誓約できること。

4 手続等

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 平成29年4月11日(火)から平成29年4月27日(木)まで
- イ 配布方法 兵庫県庁のホームページに掲示する。

(2) 参加表明書の提出場所、提出期間及び方法

- ア 提出場所 上記2(3)イに同じ
- イ 提出期間 平成29年4月21日(金)から平成29年4月27日(木)まで
午前10時から午後4時まで(正午から午後1時まで、土曜日及び日曜日を除く。)
- ウ 提出方法 持参

5 提案条件等

(1) 施設概要

- ア 所在地 姫路市神屋町(キャスティ21イベントゾーン(高等教育・研究エリア))
- イ 敷地面積 約30,000平方メートル
- ウ 施設規模 新病院及び関連施設:約68,400平方メートル(病床736床)

(2) 事業スケジュール等

- ア 事業スケジュール
 - (ア) 基本・実施設計 平成29年度～平成30年度
 - (イ) 建設工事 平成31年度～平成33年度
 - (ウ) 開設 平成34年度
- イ 総事業費 約267億円(税込み)
※医療機器等を除く。
※設計監理費等を含む。詳細については県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院の統合再編基本計画を参照

6 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。

下記(2)の技術提案書の内容は、7(3)に示す兵庫県知事が設置する県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院の統合再編整備に係る新病院及び関連施設の建築設計業務委託者選定委員会(以下「委員会」という。)の審査を踏まえて決定するものとし、下記(1)の参加表明書で選考された被要請者にのみ提出を求める。

なお、参加表明書の提出部数及び様式等については別紙「参加表明書作成要領」に従うこと。

(1) 参加表明書(様式第1号)

- ア 事務所概要等
 - (ア) 技術職員・資格(様式第2号)

(イ) 事務所の主要業務実績、類似業務実績 (様式第3号)

(ウ) (イ)に関する内容がわかる資料 (様式第4号)

イ 業務の実施体制

(ア) 本業務における組織体制及び主な担当者の経歴と実績 (様式第5号)

(イ) (ア)に関する内容がわかる資料 (様式第6号)

ウ 本業務の実施方針 (様式第7号)

なお、3. 参加資格 (3) の参加資格を有することを判断できる建築設計に係る契約書の写し等の書類を添付すること。

(2) 技術提案書

ア 技術提案書の提出について

イ 見積書

ウ 課題提案書

3～5課題

※具体的な内容については、被要請者に対し別途通知する。

7 選定方法及び委員会

(1) 被要請者の選定 (1次選定)

ア 選定方法

提出された参加表明書 (6 (1)) に関して、委員会が評価し、5者程度を被要請者として選定し、これに基づき県が決定する。

イ 評価項目及び評価基準

(ア) 事務所の実績等 (技術者数、主要業務実績、類似業務実績、受賞実績)

(イ) 総括責任者及び主任技術者の能力 (資格・経験年数、業務実績)

(ウ) 業務の実施方針 (業務内容の理解度、提案の実現性・方向性・的確性、取組意欲)

(2) 建築設計業務を行う者の特定 (2次選定)

ア 選定方法

被要請者から提出された技術提案書 (6 (2)) に関して委員会が評価し、ヒアリングを行った上で最優秀の技術提案書を特定し、これに基づき県が建築設計業務を行う者 (以下「設計者」という。) を決定する。

イ ヒアリング

ヒアリングの日時、場所、留意事項等は、被要請者の選定後、別途通知する。

ウ 評価項目及び評価基準 (案)

(ア) 委託料

(イ) 実施方針、手法及び提案 (業務内容の理解度、具体的な提案の実現性・的確性・独創性、取組意欲)

(3) 委員会

被要請者の選定及び技術提案書の特定に係る評価は、下記の委員会で行う。

委員長	安田 丑作	神戸大学名誉教授
副委員長	河合 慎介	京都府立大学准教授
委員	小菅 瑠香	帝塚山大学准教授
	中野 則子	(公社)兵庫県看護協会会長
	藤澤 正人	神戸大学医学部附属病院病院長
	木下 芳一	島根大学医学部附属病院副院長
	古川 直行	兵庫県病院事業副管理者

8 質疑応答

- (1) 受付期間 平成29年4月12日(水)から同月14日(金)午後4時まで
- (2) 提出場所 上記2(3)イに同じ
- (3) 提出方法 E-mailにより下記まで送信して下さい。
E-mail:eizenka@pref.hyogo.lg.jp
- (4) 回答 兵庫県庁のホームページに掲示する。
- (5) 掲示期間 平成29年4月20日(木)から同月27日(木)まで

9 その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記2(3)イに同じ
- (4) 無効となる参加表明書及び技術提案書
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - キ 本件企画提案競技に関し、次の者から提出されたもの。
 - (ア) 本件に関し、委員会委員に接触し、又は接触しようとした者
 - (イ) 本件に関し、第三者に依頼をして委員会委員に接触し、又は接触しようとした場合にはその第三者に依頼した者
- (5) 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む)が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- (6) 非選定及び非特定理由の説明

被要請者として選定されなかった者及び技術提案書を提出した者のうち技術提案書の特

定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

(7) その他

- ア 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び被要請者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出することはできない。
- イ 提出された参加表明書及び技術提案書は、被要請者の選定及び技術提案書の特定以外に参加者及び提出者に無断で使用しないものとする。
- ウ 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- エ 提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲、又は返却する場合において複製を作成することがある。
- オ 提出期限以降においては、参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の総括責任者及び主任技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。
- カ 提出された参加表明書及び特定した技術提案書は返却しない。特定しなかった技術提案書は、技術提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- キ 提出された技術提案書は、公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。ただし、非特定者から提出された技術提案書については、公表しない。
- ク 技術提案書作成のために県から受領した資料は、県の了解なく公表、使用することはできない。
- ケ 提出された技術提案書を適正と認めた場合に、技術提案書の作成及び提出に係る費用として提出者に報酬（別途定める額）を支払う。
- コ 設計者は、新病院及び関連施設の建築設計業務を進めるに当たり次に記載する内容を行う必要がある。
 - ・兵庫県では、福祉のまちづくり条例を平成 22 年 12 月 16 日に改正し、新たに「福祉のまちづくりアドバイザー」による点検・助言を施設整備等に取り入れる制度を創設した。これに伴い、とりわけ病院施設の整備においては、率先して同制度に取り組むこととしているため、同条例第 33 条の 3 第 3 項の規定に基づきあっせんのあった「福祉のまちづくりアドバイザー」からの助言等を受けること。
 - ・病院整備においては、交通量の変化、路線バスの引き込みなどの検討や警察及び道路管理者との協議などが必要となるため、道路構造等土木工事設計業務に精通した技術者が対応できるような体制を整えること。なお、常時配置は求めない。
 - ・整備においては播磨地域の特徴を踏まえた地場産材等の活用積極的に取り組むこととしており、「兵庫県公共施設等木材利用促進方針」等の県又は市策定の方針・計画を踏まえた計画を行うこと。
 - ・設計の根拠として必要となる交通量調査、地震波、ヘリポートの設計調査に関する調査などの各種調査、認定手続き^{*1}や県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院の統合再編整備に係る新病院及び関連施設の建築設計参考資料等に提示している条件変更^{*2}に伴い生ずる設計作業に要する費用の一切を負担すること。

※1：認定手続きとは、避難安全検証法などの認定に要する手続きをいう。

※2：条件変更とは、所要諸室の面積の増減、必要数の増減などの条件の変更をいう。

平成 年 月 日

兵庫県知事様

住 所
名称又は商号
代表者氏名

印

質問書

県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院の統合再編整備に係る新病院及び関連施設の建築設計業務に係る企画提案競技について、次の項目を質問します。

質問事項	回答

- 1 用紙は、A4タテとします。
- 2 項目番号は、つけないものとします。
- 3 一般事項に関する質問があれば、別紙に記入して下さい。
- 4 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。